

## 業務仕様書

### 1 業務の内容

福知山公立大学（以下「発注者」という。）に対し、受注業者（以下「受注者」という。）が、福知山公立大学まちかどキャンパス改修を「福知山公立大学まちかどキャンパス改修事業施工業務設計図書」及び「施工内訳表」（以下「設計図書等」という。）に従い実施するものとする。

なお、本業務に係る設計責任者は、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「設計者」という。）である。

### 2 契約期間

契約締結日から平成30年3月28日までとする。

### 3 現地工事完了期限

原則、平成30年3月15日とする。

現地工事完了期限後にも作業が発生する場合は、本学担当者及び設計者と協議を行い、工事計画を立てた上で、作業を行うこと。

### 4 施工場所

〒620-0028 京都府福知山市上新町7番及び5番1とする。

### 5 施工内容及び機能

設計図書等に掲げるもの又はこれと同等品以上のものとする。

### 6 設計図書等の交付方法

設計図書等については、電子ファイルで交付する。交付を希望する場合は、下記アドレスへメールにて請求すること。特に指定なき場合は、請求メールの返信先アドレスに設計図書等を送信する。

・E-mail : general■fukuchiyama.ac.jp

ただし、■は@と読み替えること。

・タイトル : 「設計図書等交付希望」

・本文 : 貴社名、連絡先（住所／電話番号／担当者名）

・請求期限 : 公告日から平成29年12月20日（水）午後5時15分必着

・土日、祝日を除き、24時間以上経っても返信が無い場合は、以下に問い合わせること。

公立大学法人福知山公立大学 総務企画・財務グループ 担当 : 足立

TEL : 0773-24-7100

## 7 特記事項

### 【請負業務に関して】

- ①本工事に際し、実施設計図書を作成し、提出、発注者及び設計者の承認を得ること。
- ②本工事に際し、現場代理人は発注者及び設計者と十分に調整協議し、事故等ないよう安全対策について万全を期すこと。
- ③一般の第三者賠償保険に加入していること。
- ④作業員名簿を提出すること。
- ⑤本工事における建築確認申請及び諸官庁への届出は受注者の下で行うこと。
- ⑥設計図書等に掲げるものは、表記されたもの又は同等品以上とする。ただし、同等品以上を使用する場合は、発注者及び設計者の確認を得ること。
- ⑦設計図書等に掲げるものは、事前に納入仕様書を提出し、発注者及び設計者の確認を得ること。
- ⑧受注者が施設等に損害を与えた場合は、発注者に報告すること。また、受注者の責において損害を補償すること。
- ⑨本工事請負者及び本仕様書受領者は、本工事及び本仕様書を通じて知り得た情報は、第三者に漏洩してはいけない。漏洩した場合は、損害賠償を請求する場合がある。
- ⑩①から⑨に定めのない事項については、発注者及び設計者と協議して、これを定める。

### 【工事に関して】

- ①現場工事監理責任者の元、工事スケジュール調整を図ること。なお、地元商店街、自治会等の要望を優先し、発注者及び設計者との協議を経て工事スケジュールを決定し、施工すること。
- ②工事は、原則平日土日の8：00～18：00とする。
- ③早朝夜間工事は原則禁止とするが、ただし必要に応じて相談すること。
- ④工事定例会は定期的を実施し、必要に応じて発注者及び設計者と協議すること。
- ⑤工事写真を撮影し、進捗を発注者及び設計者に報告すること。
- ⑥各種検査（設計者・施主、消防署等）の結果、不具合がある場合は早急に是正を行うこと。
- ⑦受注者の責にて工期遅延となった場合は、損害賠償を請求する場合がある。
- ⑧材料・機材・重機等の搬入、廃材の撤去、現場事務所の設置場所、作業員用駐車場等については、地元商店街、自治会、発注者及び設計者との協議を経て決定することとする。
- ⑨①から⑧に定めのない事項については、発注者及び設計者と協議して、これを定める。

## 8 契約書の作成

本件を落札した場合は、落札決定の日以後、特別な事情のない限り、7日以内に契約書を提出すること。契約書には、次に掲げる事項を詳細かつ正確に記載してください。

### (1) 契約の目的

- (2) 契約金額
- (3) 履行期間又は履行期限
- (4) 契約保証金の額
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- (7) 契約代金の支払い時期
- (8) 当事者の契約事項の不履行又は履行遅滞等の場合における違約金、遅延利息その他の損害並びに契約保証金の処分
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### 9 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

#### 10 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項は、発注者と協議のうえ、その指示に従うものとする。